

中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える 持続可能な信用補完制度の確立に向けて（概要）

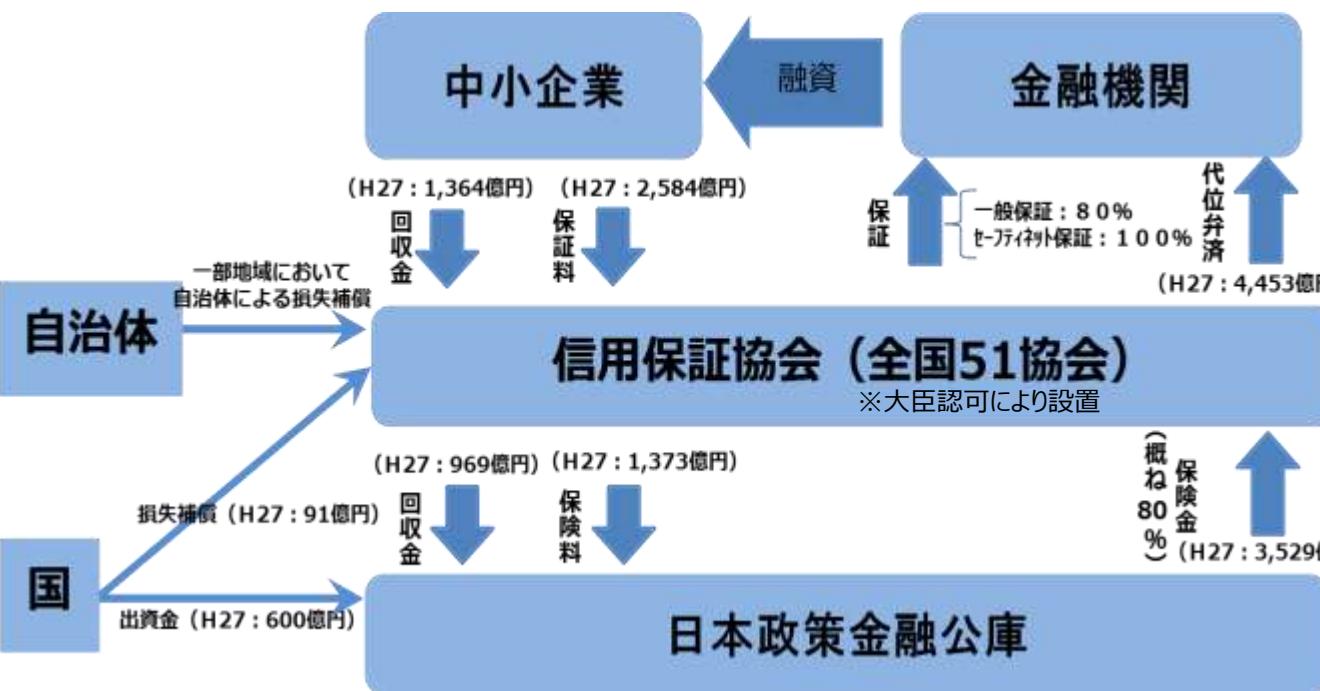
平成28年12月26日
中小企業庁

信用補完制度について

信用補完制度の概要

- ① 一般に、中小企業・小規模事業者は信用力に乏しく、民間金融機関だけで資金繰りを円滑に進めることは困難。このため、各地の信用保証協会が、事業者の民間金融機関からの借入れに対して保証を行い、返済が滞った際には、代わって債務の支払いを実施（代位弁済）。
- ② 現行の信用補完制度は、以下の2つの保証制度を柱としている。（各々最大で2億8千万円まで保証可）
 - ・ 一般保証：融資額の80%を保証し、20%を金融機関が負担（責任共有制度）。ただし、小口や創業時は100%保証。
 - ・ セーフティネット保証：自然災害時や構造不況業種を対象に、一般保証とは別枠で融資額の100%を保証
- ③ 中小企業の約3分の1が利用（うち7割超は5人以下の事業者）し、中小企業向け融資残高約250兆円のうち、保証付きのものは約1割。

1. 信用補完制度のスキーム



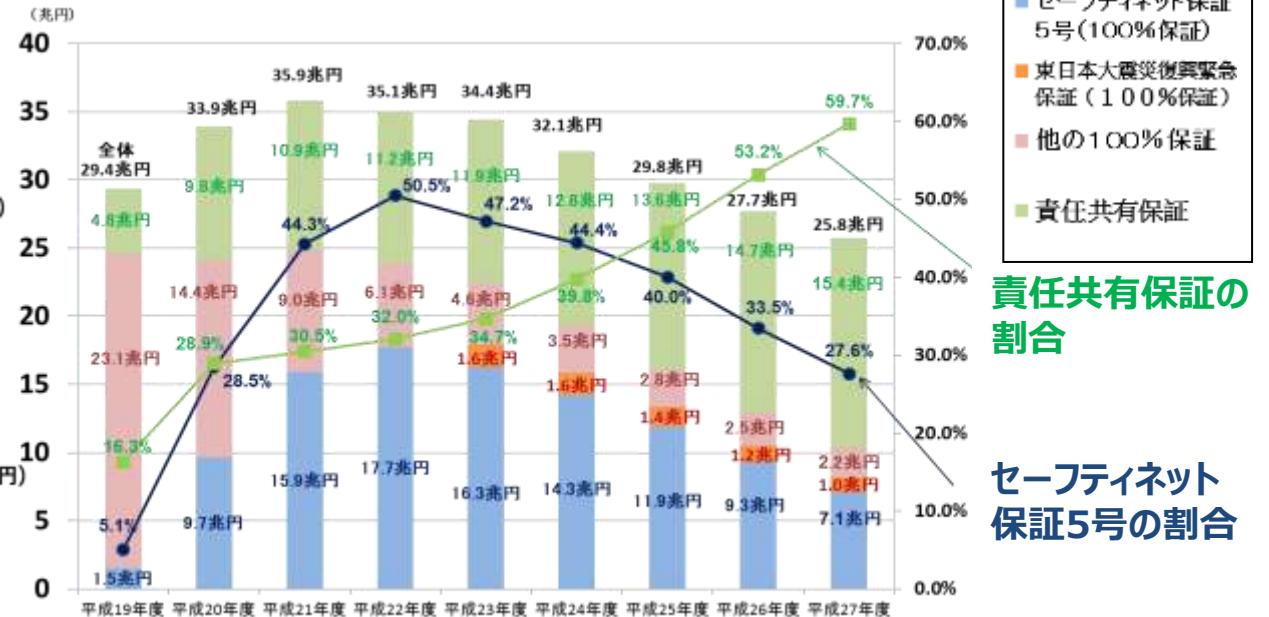
2. セーフティネット保証の実績

- 経済環境や災害・事故の影響等により経営の安定に支障を生じている中小企業の資金繰りを一時的に支援するため、中小企業信用保険法等に基づきセーフティネット保証制度（通常の一般保証とは「別枠」で、基本的には「100%保証」を実施）が措置されている。

	対象事業者（以下の事業により経営の安定に支障を生ずる場合）	利用実績（2006年度～2015年度）	適用例
1号	〔連鎖倒産〕 大型倒産事業者に対し、売掛債権等を有する場合	2,439件（502億円）	・エルピーダメモリの更生手続き開始（2012）
2号	〔事業活動の制限〕 事業活動の制限を行う事業者と一定の取引関係にある場合	38件（9億円）	・三菱自動車の生産縮小（2016）
3号	〔事故等の突発的災害〕 事故等の影響を受けている場合	0件（0億円）	・ナホトカ号流出油災害（1997）
4号	〔自然災害等の突発的災害〕 自然災害の影響を受けている場合	1,187件（228億円）	・関東・東北豪雨（2015） ・熊本地震（熊本県、大分県等）（2016）
5号	〔不況業種〕 不況業種に属した事業を行っている場合	2,089,619件 （37兆6,764億円）	・不況業種を指定（2016.10時点236業種） ・リーマンショックへの対応を実施
6号	〔破綻金融機関〕 破綻金融機関と取引を行っていた場合	48,580件 （7,439億円）	・日本振興銀行の破綻（2010）

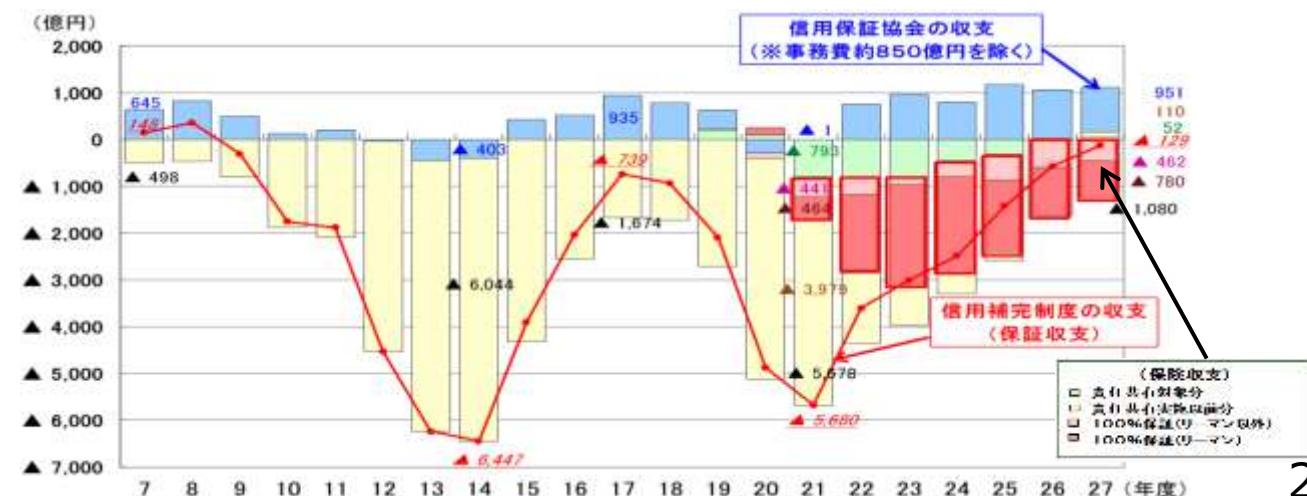
3. 信用保証の保証債務残高の推移

- セーフティネット保証5号（リーマンショック時の100%）により、平成22年度は100%保証が保証残高の全体に占める割合は50%を超えていたが、近年は減少傾向（責任共有制度に基づく保証残高が増加）。



4. 財政の状況（信用補完制度の収支）

- 信用補完制度の赤字は、かつては責任共有制度導入以前の100%保証に、近時はリーマンショック時のセーフティネット100%保証によるところが大きい。



信用補完制度の見直しについて

経緯

- ① 商工中金・信用保険法改正(平成27年度)時の衆・参経産委の附帯決議において、信用補完制度の見直しについて指摘。
 <商工中金法及び信用保険法改正法 衆・参議院附帯決議(抄)>
 「多額の財政支援が継続している状況に鑑み、国民負担を軽減するとの観点から、全国各地の信用保証協会の業務の効率化及びガバナンスの強化を図ること」
 「信用保証協会による保証業務や保証基準の在り方についても、不断の見直し及び検証を行うこと」
- ② 平成27年11月以来、中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループ(座長：村本孜 成城大学名誉教授)において検討し、12月20日に最終報告書を取りまとめ(計11回開催)。

課題

信用補完制度は、多くの中小企業の資金繰りを支える重要な制度であり、特に危機時においては「最後の砦」として機能するもの。その機能を今後も十全に担っていく必要があるが、一方で、その副作用についても指摘がある。同時に、中小企業の資金ニーズにきめ細かく応え切れていない側面もある。

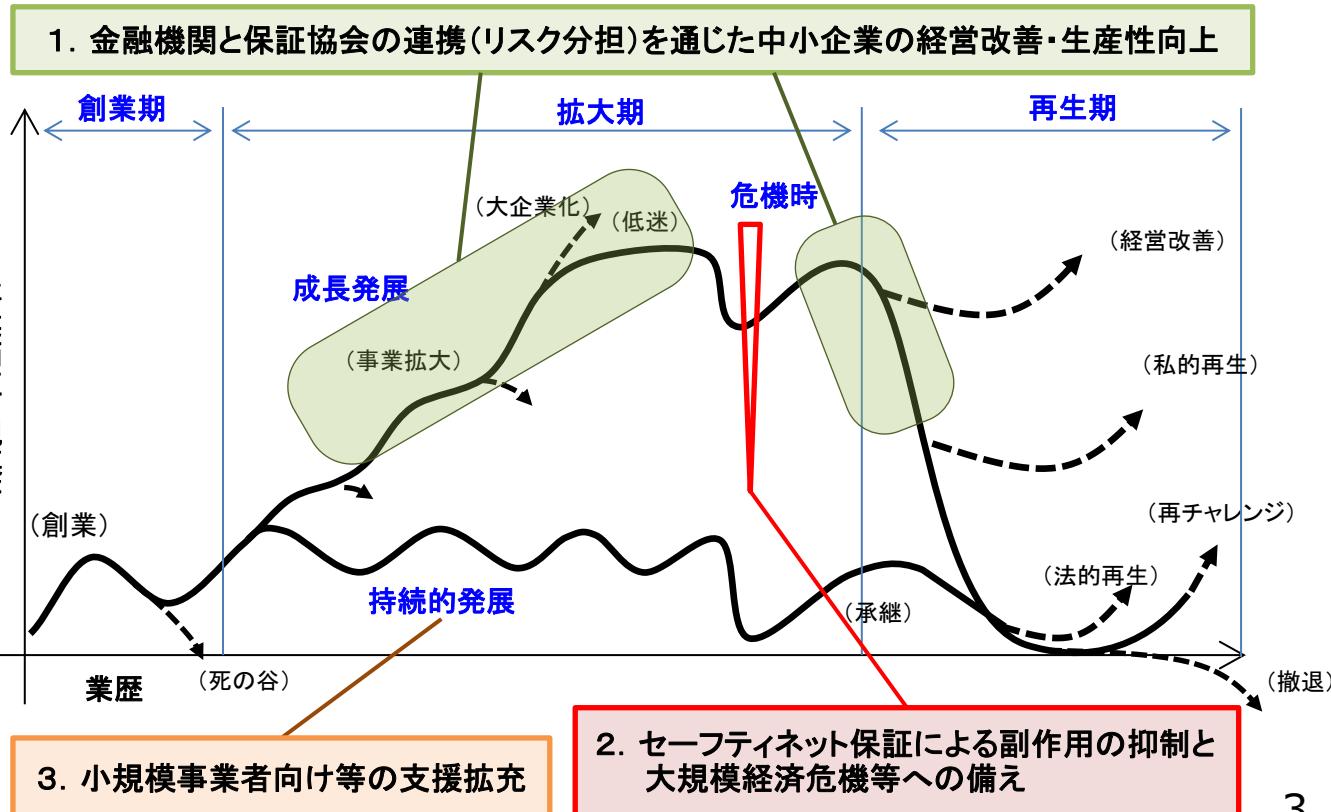
- ① 金融機関が、中小企業のライフステージ(創業・成長・再生・撤退等)や融資規模に係わらず信用保証に過度に依存することで、事業を評価して融資を行いその後も期中管理・経営支援を行う動機を失うことになっていないか。また、中小企業にとっても容易な資金調達を可能とすることにより、かえって経営改善の意欲を失うことになっていないか。
- ② セーフティネット保証について、政府の過度な支援となれば市場原理・競争環境が歪められ、中長期的に日本経済の足腰を弱める結果となっていないか。
- ③ 中小企業の資金ニーズにきめ細かく対応すべく、小口、創業、事業承継、再チャレンジ、撤退などの支援の拡充を図るべきではないか。

1. 条件変更先の状況(推移)

➤ 条件変更を継続する中小企業は、リーマンショック時に全業種でのセーフティネット保証5号(100%保証)と金融円滑化法による対応を行ったことにより増加し、依然として高い水準(リーマンショック前約10.2万者→現在17万者：信用補完制度を利用する中小企業の約12.4%)となっている。



2. ライフステージに応じた支援の必要性



※条件変更とは、当初の返済期限を延期するなど貸付条件の変更を行うこと。条件変更を行うと、通常、当該条件変更がなされた債務の返済が正常化するまでは、新規の借入れが困難となる。

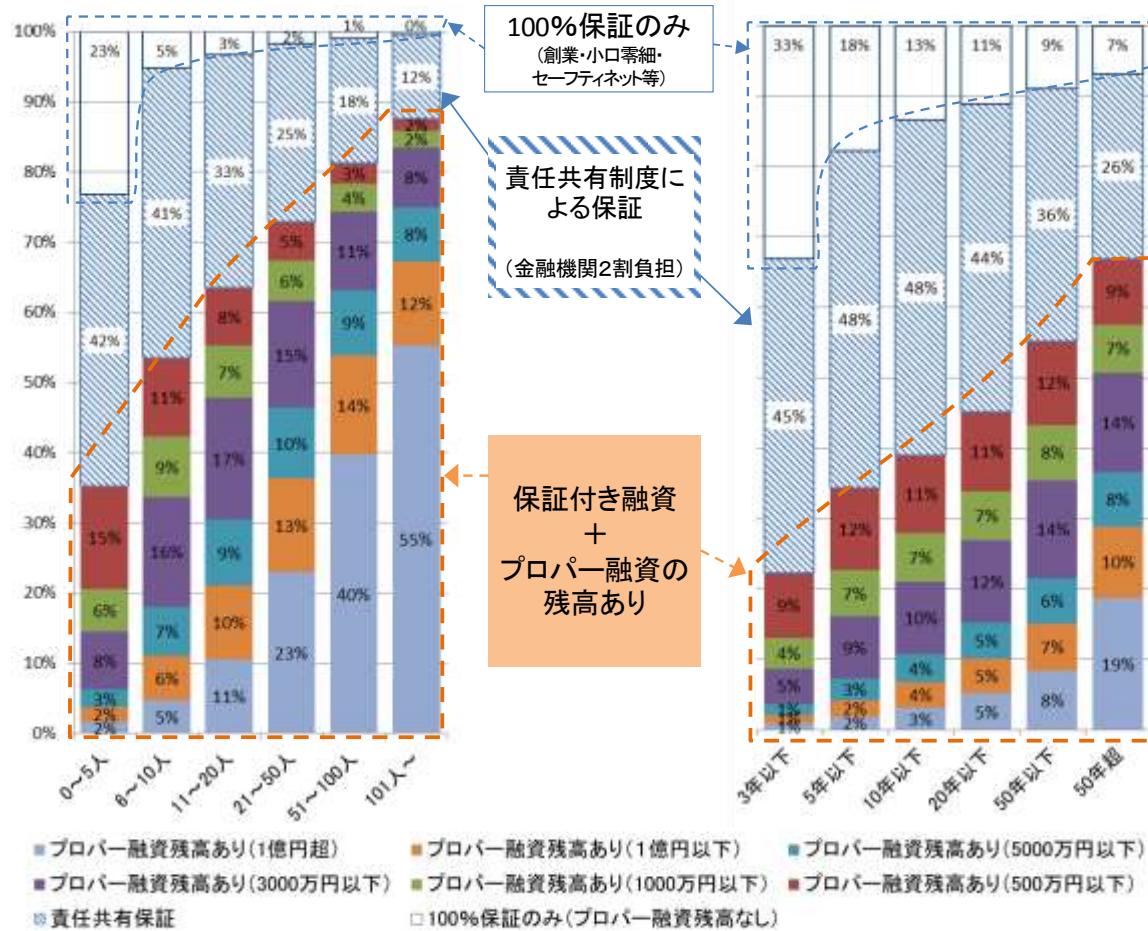
プロパー融資（保証の付いていない融資）の重要性

- 一部金融機関の与信判断や期中管理・経営支援の実態を鑑みると、プロパー融資を確保することが金融機関の中小企業に対する支援姿勢に直結。
- 特に経営改善・事業再生の局面では、新規融資は出しにくい場合も多いが一定程度のプロパー融資を維持し、金融機関の支援姿勢を確保して対応を進めていくことが有効。

➤ 一定の業暦・規模を有する先には既に一定程度のプロパー融資が実施されている実態。

①従業員規模別のプロパー支援額

②業歴別のプロパー支援額



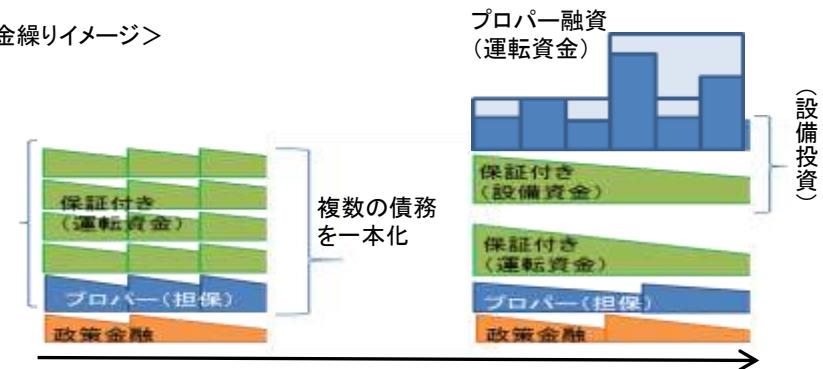
(注) 保証申込時にプロパー残高を有する案件の割合(2015年4月~2016年2月にかけて調査)。

<良い例> 事業を評価した融資による成長支援

【企業概要】業種：輸入バイクディーラー（業暦約40年）

- ・多くの銀行が事業内容を考えず協会付き融資を行った結果、経営者は資金繰りに追われ、事業継続が困難な状況となっていた。
- ・一方、経営者には再建に向けた強い意思があり、メイン行と相談するも「要注意先」のため追加の資金調達はできない状況であった。
- ・こうした中、サブ行が事業に着目し再建に着手。まず、複数行の債務をメインから譲り受けて一本化し、資金繰りを安定化。その上で、事業を評価して運転資金を別途のプロパー融資で提供し、埋まっていた保証協会の枠を空けて、設備資金として利用した。
- ・その後、残りの課題解決に成功し、2年後には国内の代理店でトップとなった。

<資金繰りイメージ>

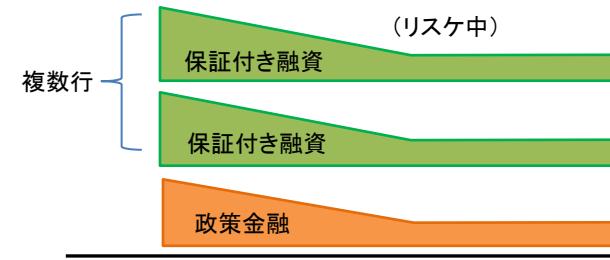


<悪い例> メインバンクが不在となり経営改善が進まない

【企業概要】業種：事務機器卸売業（業暦約15年）

- ・順調に事業拡大していたが、規制により主力商品の取扱いに陰りが生じた。
- ・新たな収益の柱を造るべく、保証協会・政府系金融機関を利用して資金を調達するも、軌道に乗らず過大な債務を抱えることとなった。
- ・同社は、立て直しが進むまでリスクを希望したが、民間金融機関からの借入は全額が保証協会付きであったため、責任を持つはずのメインバンクが不在であり、債権者間の調整が進まない状況となった。
- ・このためメインバンクに替わって保証協会が主導して対応し、一旦リスクを行ったが、先行きは不透明な状況となっている。

<資金繰りイメージ>



中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて（概要）

- ① 中小企業のライフステージとして、創業の後、事業を拡大し「成長発展」を目指す場合もあれば、生業の維持等を目的とした「持続的発展」を目指す場合もある。いずれの場合でも、「市場任せ」では中小企業はその創業期や再生期、危機時といったリスクが高い局面等で必要十分な資金を調達することができず、その円滑な資金繰り、事業の発展、ひいては地域経済の活性化は進まない。
- ② このため、信用補完制度を通じて必要十分な信用を供与することが重要となる。他方、十分な規律を働かせることにより、中小企業においては自主的な経営向上の努力を重ね、金融機関においては過度に信用保証に依存せず事業を評価した融資を行い、その後適切な期中管理・経営支援を実施することで、中小企業の経営改善・生産性向上に一層繋がる仕組みとする。

【保証協会と金融機関の連携(リスク分担)を通じた中小企業の経営改善・生産性向上】

- ✓ 金融機関が、保証を通じて必要十分な信用供与を行いつつ、事業を評価した融資を行い、その後も適切な期中管理・経営支援を実施することを促す。その手法として、保証協会が、金融機関のプロパー融資(※)の方針等に着眼し「保証付き融資」とプロパー融資を適切に組み合わせるリスク分担を行う。(成長発展段階等においては一定程度)
- ✓ 実効性を担保するため、各保証協会・各金融機関のプロパー融資の状況等について情報開示(見える化)を行う。

(※)プロパー融資とは「保証の付かない融資」

【セーフティネット保証による副作用の抑制と大規模な経済危機等への備え】

- ✓ 大規模な経済危機等の事態に際して、適用期限を原則1年とするなど予め区切って迅速に発動できる新たなセーフティネット制度を整備する(別枠・100%保証)。
- ✓ 既存のセーフティネット保証制度(不況業種としての5号)について、金融機関の支援の下で経営改善や事業転換等が促されるようその保証割合(100%)については一律80%に改正する。

【創業支援の充実】

- ✓ 基礎情報の不在等によりリスク判定が困難な中でも資金供給を可能とし、多くの創業チャレンジを促すべく、創業者が手元資金なく100%保証を受けられる限度額を拡充する。(1,000万円→2,000万円)

【経営改善・事業再生の促進】

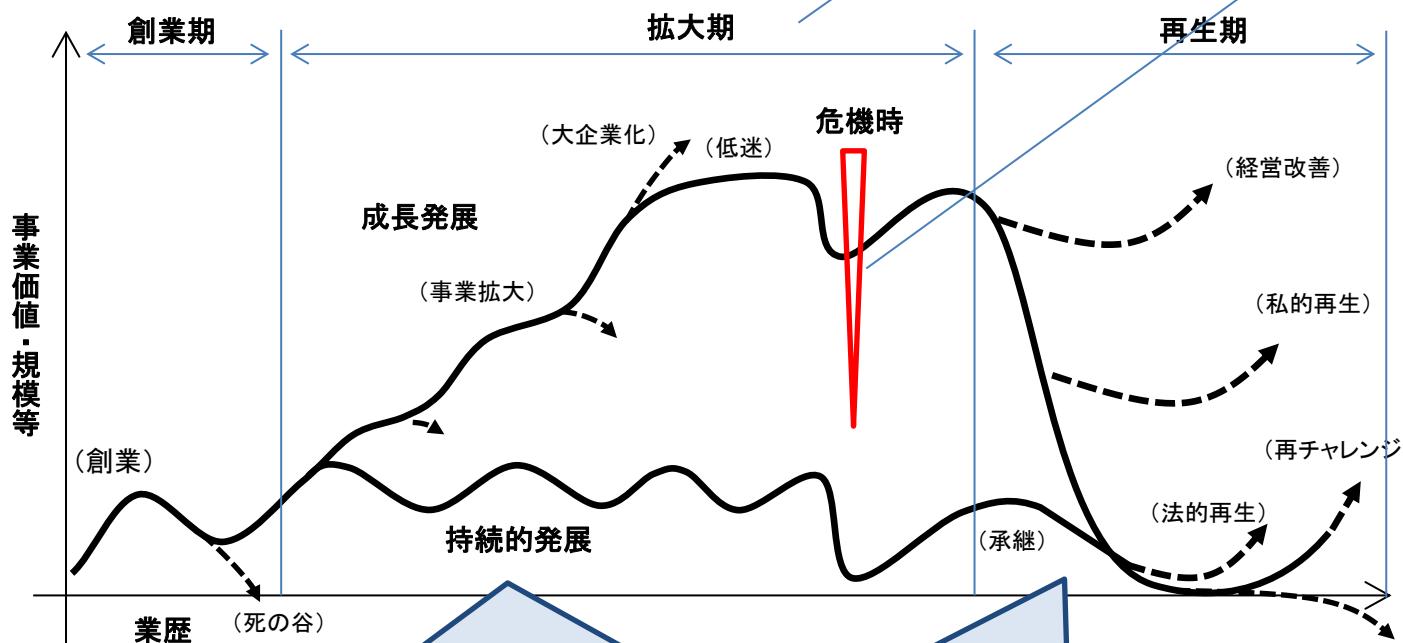
- ✓ 経営改善・事業再生を促す保証メニューを充実させるとともに、抜本再生の円滑化(求償権放棄条例の整備等)を進める。
- ✓ 必要に応じて、保証協会も経営支援を実施すべく機能強化を図る。

【再チャレンジ支援】

- ✓ 経営者保証ガイドラインの運用開始から一定期間が経過したところ、保証制度における運用を見直すこと等により、失敗した場合にも再チャレンジしやすく、思い切った設備投資・事業拡大ができる環境を整備する。

【円滑な撤退支援】

- ✓ 経営者が撤退を決断する場合にまず必要となる資金(買掛金処理、原状復帰費用等のつなぎ資金)の調達が円滑に行えるよう、保証メニューを充実させる。



【小規模事業者向けの資金繰り支援拡充】

- ✓ 特に資力に乏しく取引先の受注減等の突発的な事象により経営が急変する小規模事業者の持続的発展を支えるため、小口向けの100%保証を拡充する。(1,250万円→2,000万円)

【事業承継の一層の円滑化】

- ✓ 事業承継を一層促進するため、後継者が株式取得等に必要となる資金を円滑に調達できるよう保証メニューを充実させる。

【地方創生への貢献等】

- ✓ 保証協会が地方創生に一層の貢献を果たすべく、地域の資金需要に応えるための保証メニューの拡充や、再生ファンド以外のファンドに対しても出資ができるようにするための措置を講じる。
- ✓ 保証協会と金融機関のリスクシェアを始めとする今般の各種制度改正の効果を十分に検証した上で、中小企業の経営改善に一層繋げる等の観点から保証料率・保険料率の在り方についても検討を進める。

【経営改善・事業再生、事業承継の加速のための支援強化】 ※信用補完制度以外の施策

- ✓ 初期症状の段階で中小企業の経営改善を図るために平常時からの資金繰り管理や採算管理等を促す施策や、円滑な事業再生等を促進する方策について検討を進める。
- ✓ 各地域において、金融機関・保証協会・支援機関が中小企業に伴走した支援が進められるよう支援体制を強化する。(これにより条件変更を繰り返す中小企業への経営支援等を通じて正常な金融取引に戻していく。)

※中小企業庁と金融庁は十分に連携し、中小企業の資金繰りの状況を注視していく(仮にメインバンクが十分な融資を行えない場合には、保証協会が他の金融機関を紹介する取組を充実させていくことや、日本政策金融公庫等による丁寧な相談対応等を行う。)とともに、今般の制度改正が現場に浸透しその目的を果たすようモニタリングを行う。